

## 小型街路灯の電柱共架に係る確約事項

共架者は、共架者が中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「当社」といいます。）の電柱に小型街路灯（100V 機器）およびその付属設備（以下、総じて「街灯等」といいます。）を施設すること（以下「共架」といいます。）に関し、下記の条項を確約いたします。

第1条 共架者が当社の託送供給区域内に存在する当社所有の電柱に対して行う街灯等の共架に関しては、共架契約約款（当社が当社のホームページに掲載する当社所定の共架契約約款をいうものとし、ます。）の定めに従います。

第2条 当社および共架者は、第1条によらず、共架契約約款につき、次の各号のとおりとすることに合意します。なお、共架契約約款の各条項のうち、本条によって変更した部分以外は、共架契約約款の条項が適用されるものとします。

① 「Ⅱ 共架契約 1 共架契約の締結」

街灯等の共架を行ううえでは、「小型街路灯の電柱共架に係る確約事項」（以下、「本確約事項」といいます。）に合意することで、当社所有の電柱への共架を認めることとします。なお、初回施設時の本確約事項への合意をもって、以降の同一の共架者による別地点における施設においても、本確約事項の内容へ合意したものと見做します。

② 「Ⅲ 共架手続 3 共架申込 （1）共架申込」

街灯等の共架については、共架者の電気使用申込および本確約事項への合意をもって共架申込を受付したものと見做します。

③ 「Ⅲ 共架手続 6 共架申込に伴う当社の改修工事」

当社は、原則として共架申込に伴う当社の改修工事を行わないものとします。

④ 「Ⅲ 共架手続 8 共架工事」

当社電柱における街灯等の取付工事は、当社の基準に準じて共架者の責任と負担において実施するものとします。

なお、街灯の取付工事は、昇降柱に関する安全教育を受講した者が実施するものとします。

⑤ 「Ⅲ 共架手続 10 共架工事のしゅん工報告 （1）しゅん工報告」

街灯等の共架については、共架工事施工後のしゅん工報告を不要といたします。

⑥ 「Ⅳ 共架関係費用 3 共架料 （1）共架料単価」

街灯等については、共架料単価は無料とします。

⑦ 「Ⅴ 共架物件の保安 1 共架物件の保守管理」

当社電柱における街灯等の修理工事ならびに保守点検は、当社の基準に準じて共架者の責任と負担において実施するものとします。

なお、街灯の修理工事は、昇降柱に関する安全教育を受講した者が実施するものとします。

⑧ 「Ⅴ 共架物件の保安 3 共架者の事由による当社の改修工事」

当社は、原則として共架者の事由による当社の改修工事を行わないものとします。

⑨ 「Ⅴ 共架物件の保安 4 当社の要請による共架者の改修工事」

(ア) 電柱移設等により、当社所有の電柱に施設した街灯等の撤去および再取付を要する場合は、その措置を共架者の責任と負担において実施するものとします。なお、当社所有の電柱

移設等完了後、当社の基準に照らして街灯等の再取付が不可能となった場合は、当社の指示に従い、街灯等の再取付は行わないものとします。

(イ) (ア)において、やむを得ず共架者で街灯等の撤去および再取付ができない場合、当社が街灯の仮移設または街灯等の撤去を行うことについて、当社に対して、異議求償の申し立ては一切行わないものとします。仮移設または街灯等の撤去に要した費用は、当社の負担とします。なお、当社の仮移設または撤去工事後、共架者の責任と負担において速やかに街灯等の保守点検および引取りを行うとともに、改修等必要な措置を行うものとします。

⑩「VI 雑則」

街灯等により第三者に損害を与えた場合は、共架者が責任をもってその処理にあたり、当社に一切迷惑をかけるものとしません。

第3条 本確約事項について疑義が生じた場合、または本確約事項に定めのない事項が生じた場合には、当社および共架者が協議して処理するものとします。